

岡山市施設園芸燃油費高騰対策事業

【よくあるご質問】

1 事業目的・用語の定義について

Q1	事業の目的は。
A1	原油価格の高騰と物価の高騰、円安などにより、燃油費が高騰しているなか、施設園芸農業者の事業継続を支援するため、燃油費高騰分を支援するものです。

Q2	「加温施設」とは。
A2	この事業においては、農作物を生産するため加温を行っているハウス等です。

2 対象要件（支給対象者）について

Q3	基準日（令和8年1月1日）時点で岡山市内に居住していますが、農地は市外にあります。申請できますか。
A3	申請できます。 基準日時点で市内に住所を有する場合は、市内・市外いずれの農地で営農している場合も対象になります。

Q4	基準日（令和8年1月1日）以降に亡くなった方は対象になりますか。
A4	亡くなった方名義での申請はできません。 ただし、死亡者から事業を継承し、引き続き耕作する場合には、その者が申請者になれる。

Q5	加温を要する施設以外で重油を使用していますが、支援金の対象となりますか。
A5	対象になりません。 この度の支援金は、加温を要する施設で農産物を生産するために購入した重油及び灯油を対象としています。購入日が、令和7年10月から令和8年6月のものが対象です。

Q6	ハウスで野菜を生産していますが、出荷・販売はしていません。支援金の対象となりますか。
A6	対象になりません。 この度の対象者は、農業収入のある個人又は法人を対象としていますので、出荷又は販売をしていることが要件となっています。

3 支給額の計算について

Q7	加温施設を2つ所有し、それぞれ違う農産物を栽培しています。どちらの施設でも重油を使用して加温しています。どのように計算したらいいですか。
A7	複数の加温施設を有し農産物を栽培している場合は、対象期間に購入した重油量を合算して計算してください。 また、申請書には支援の対象とした加温施設で栽培している農産物を全て記入してください。

Q8	LP ガスで園芸施設を加温していますが、伝票の購入量が「m ³ 」となっています。どのように計算したらいいですか。
A8	購入量が「m³」の場合は、購入量に「2.07」を乗じて「kg」に換算してください。 換算後に LP ガス支援単価の 5 円を乗じて算出してください。計算例は以下のとおりです。 【例】LP ガス購入量 9,000 m³の場合 ① $9,000 \text{ m}^3 \times 2.07 = 18,630 \text{ (kg)}$ ② $18,630 \text{ kg} \times 5 \text{ 円} = 93,150 \text{ 円}$ 【申請額】93,000 円 ※千円未満切捨て

4 申請について

Q9	加温を要する施設で、加温を重油・灯油以外で行っている場合も申請できますか。
A9	申請できません。 この度の支援金は、加温施設にて使用するため、対象期間内に購入した重油及び灯油のみとなります。

Q10	加温施設で使用するため、対象期間以前に重油(又は灯油)を購入しました。対象となりますか。
A10	対象となりません。対象となるのは、購入日が令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月のものです。

Q11	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意できない場合は、申請できませんか。
A11	申請できません。誓約・同意事項をよくお読みになり、ご理解・ご納得の上で署名し申請してください。

Q12	補助金の受領後、交付要件に該当しないことが分かったときや虚偽により補助金を受けた場合はどうなりますか。
A12	補助金を返還していただきます。

5 手続きについて

Q13	申請書の入手方法は。
A13	岡山市農林水産課ホームページから入手可能です。 また、岡山市農林水産課（本庁 5 階）、各区農林水産振興課、各支所産業建設課、市内農業協同組合でも入手できます。

Q14	申請書の提出方法は。
A14	原則、お住いの地域の JA 岡山営農センターに、瀬戸地域においては J A 晴れの国おかやま赤磐アグリセンター又は同瀬戸支店に郵送してください。

Q15	支払方法と支払時期は。
A15	提出いただいた指定口座（申請者本人名義）に入金します。 申請書を受付後、書類の審査を行い、1 カ月～2 カ月後を目安に支払います。書類に疑義、不備等があれば支払いが遅れる場合があります。

6 添付書類について

Q16	「本人確認ができる書類」 運転免許証を持っていない場合は、何を提出したらいいでしょうか。
A16	運転免許証を持っていない場合は、マイナンバーカード（表面）の写しを提出してください。

Q17	「加温施設の写真」 どのような写真が必要ですか。
A17	農産物を生産している加温施設（ハウス）の全景及び、ヒーター等の重油又は灯油を使用している加温装置の写真を提出してください。

Q18	「対象期間内に購入した燃油量がわかるもの」① 具体的に何が必要ですか。
A18	購入先の業者より発行される購入伝票やレシート等の写しを提出してください。 ただし、購入者（＝購入者）や購入日、購入した重油量・灯油量が記載されていることが必要です。

Q19	「対象期間内に購入した燃油量がわかるもの」② 加温を要する園芸施設で灯油を購入していますが、家庭暖房用の灯油と一緒に購入しており購入伝票の明細にて園芸用と家庭用に分かれていません。この場合はどのように申請したらいいでしょうか。
A19	購入伝票に手書きで結構ですので、園芸用に購入した量と家庭用に購入した量を記載してください。この場合、申請できるのは施設園芸用に購入した灯油量のみとなります。（家庭用は対象外）

Q20	「加温施設で生産した農産物を出荷又は販売したことがわかるもの」 具体的に何が必要ですか。
A20	下記のうち、いずれか一つを添付してください。 ・加温施設で生産した農産物の出荷伝票（出荷明細書）、販売伝票、納品書、領収書などの出荷又は販売の事実が分かる伝票の写し

Q21	添付書類について 添付書類がない場合は、申請できませんか。
A21	申請できません。

Q22	振込先口座通帳の写し（申請者名義） 通帳が無い場合はどうしたら良いですか。
A22	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの（金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等）の写しを提出してください。

7 その他

Q23	支援金は課税の対象となりますか。
A23	課税の対象になります。税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。